新潟市水道局エネルギー管理委員会設置要綱

（設置）

第１条　新潟市水道局のエネルギー使用の合理化を推進するため、新潟市水道局エネルギー管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　エネルギー使用状況の把握

（２）　省エネルギー目標の設定

（３）　エネルギー管理標準の整備

（４）　エネルギー消費原単位の管理

（５）　エネルギーを消費する設備の改善案の計画及び立案

（６）　前各号に掲げるもののほか、新潟市水道事業管理者が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、別表に定める委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員会における事務を円滑に行うため、委員会にワーキンググループを置き、新潟市水道局エネルギー管理要綱に定めるエネルギー管理副統括者、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理担当者をもって組織する。

（会議）

第４条　委員会は、委員長が必要に応じて随時招集し、これを開催するものとする。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、計画整備課において行う。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（別表）

委員長	エネルギー管理統括者
副委員長	エネルギー管理副統括者
委員	エネルギー管理企画推進者
委員	エネルギー管理員
委員	総務課長（本局・東庁舎）
委員	秋葉工事事務所長（秋葉庁舎）
委員	北工事事務所長（北工事事務所庁舎）
委員	浄水課長（浄水場）